

東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が実施する中小企業生産性革命推進事業等（以下「推進事業等」という。）を活用して、設備投資、販路開拓等に取り組む町内の小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）の事業に係る負担の軽減及び事業の継続支援を目的とする東浦町設備投資、販路開拓等補助金（以下「設備投資等補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 設備投資等補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で事業の用に供する事業所を有するものであって、法人にあっては町内に本店を有するもの、個人にあっては町内に住所を有するもの
- (2) 令和2年4月1日以降に、推進事業等に係る次に掲げるいずれかの補助金の交付決定を受けたもの
 - ア 小規模事業者持続化補助金
 - イ サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金
 - ウ 事業承継・M&A補助金
- (3) 町税の滞納がないもの
- (4) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していないもの

(設備投資等補助金の額)

第3条 設備投資等補助金の額は、前条第2号に掲げる各補助金に係る補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から、当該補助金の額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）以内において予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 設備投資等補助金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第2号ア及びイに掲げる補助金に係るもの 25万円
- (2) 前条第2号ウに掲げる補助金に係るもの 50万円

(交付申請)

第4条 設備投資等補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、推進事業等に係る補助金の交付額の確定の通知を受けた日（以下「確定通知日」という。）から60日以内又は確定通知日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付申請（請求）書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 町税納付状況確認同意書（様式第2）

- (2) 常用雇用者数が確認できる書類の写し
- (3) 推進事業等に係る実績報告書の写し
- (4) 推進事業等に係る交付決定通知書及び交付額の確定通知書の写し
- (5) 法人にあっては法人登記事項証明書の写し
- (6) 個人にあっては直近の確定申告書及び本人確認ができる書類の写し
- (7) 振込先の口座番号が確認できる書類の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、第2条第2号に掲げる補助金に係るものにつきそれぞれ同一の年度内において1回限りとする。

(交付決定)

第5条 町長は、申請書を受理した場合は速やかに内容を審査し、適当であると認めたときは東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付決定通知書（様式第3）を、適当でないと認めたときは東浦町設備投資、販路開拓等補助金不交付決定通知書（様式第4）を申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第6条 町長は、設備投資等補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、設備投資等補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段で設備投資等補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が設備投資等補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、設備投資等補助金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請について適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請について適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1（第 4 条関係）

東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付申請（請求）書

年 月 日

東浦町長

住所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は事業主の氏名)
連絡先

東浦町設備投資、販路開拓等補助金の交付を受けたいので、東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 町内の事業所等概要

本店所在地			
事業所所在地 ※複数ある場合は、それぞれ記載 ※本店所在地と同じ場合は、記載不要	①		
	②		
事業内容		☐ 製造業その他	
		☐ 卸売業	
		☐ 小売業	
		☐ サービス業	
開業した日	年	月	日
常用雇用者数	人		

2 活用した国の中小企業生産性革命推進事業等

- ☐ 小規模事業者持続化補助金
☐ サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金
☐ 事業承継・M&A 補助金

3 申請（請求）額

	上記 2 に係る補助対象経費	国から交付を受けた補助金の額
	① 円	② 円
差額（①－②）	③ 円	
申請（請求）額（③× 1／2） （1,000円未満切捨て）	円	

4 振込先口座情報

金融機関名	支店名	種別	普通・当座
銀行 信用金庫 農協	本店 支店	口座番号	
		フリガナ	
		口座名義人	

様式第2（第4条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

住所
法人名及び代表者氏名
(個人の場合は事業主の氏名)
連絡先

東浦町設備投資、販路開拓等補助金の交付申請に当たり、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります（手数料 円）。

処理欄（申請者は記入不要）

年 月 日

課長 様

課長

上記申請者について、東浦町へ納付すべき町税に未納がないことの有無を確認願います。

【 課職員確認欄】

上記申請者について、町税の未納が ない ことを確認した。
ある

年 月 日

確認者 _____

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町設備投資、販路開拓等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町設備投資、販路開拓等補助金について、下記のとおり交付することを決定しました。

記

東浦町設備投資、販路開拓等補助金額

金 _____ 円

様式第4（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町設備投資、販路開拓等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町設備投資、販路開拓等補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しました。

記

不交付の理由